

相続定期預金

【商品概要】

ご利用いただける方	●下記の条件を満たすお客さま 相続手続き完了後1年以内に相続により取得した資金を原資とした預け入れで相続人である個人のお客さま
必要書類	●相続により取得した金額が確認できる書類 ①金融機関に提出した相続手続き依頼書の写し ②戸籍謄本の写し ③遺言書(公正証書遺言または自筆証書遺言で検認済のもの) ④被相続人名義の解約済み通帳または計算書の写し
お預入れ期間	1年
お預入れ金額	お一人さま 100万円以上、5,000万円以下
預入内容	1,000万円未満：スーパー定期預金 (証書式のみ) 1,000万円以上：大口定期預金
適用利率	店頭表示金利+0.1% (年利)
満期日のお取扱い	自動継続のみ (満期日の店頭表示金利にてご継続)
中途解約	原則として、満期日前の中途解約はできません。 止むを得ず中途解約をされる場合には解約時の当組合所定の中途解約利率を適用させていただきます。
その他	・お利息には、2037年12月31日まで復興特別所得税適用となり、20.315% (国税15.315%・地方税5%) の源泉分離課税がかかります。 ・マル優の適用を受けられる方は、350万円まで非課税のお取扱いができます



お役に立ちます あなたの町で

福岡県信用組合

KENSHIN